



CPRA NEWS *Review*



Vol. **2**
2022 SPRING

デジタル単一市場における著作権指令に伴う
フランス知的所有権法典の改正
パブリシティ権の保護を巡る韓国の動向
「米国のパブリシティ権」について

令和4年度(2022年度)

実演家著作隣接権センター(芸団協CPRA)事業計画

実演家著作隣接権センター(CPRA)は、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構との協力関係に基づき、その業務基盤の整備を行い、実演家の権利擁護及び集中管理に係る専門機関として一層の充実を図るとともに、以下の権利処理及び調査研究広報活動を推進する。

(1) 文化庁長官の指定に係る業務(指定団体業務)及びこれに準ずる業務を適正に実施する

- 1) 実演家に係る放送及び有線放送における商業用レコードの二次使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。分配については、引き続き分配精緻化に向けた検討を行う。また、配信音源に関する二次使用料の分配を進める。
- 2) 実演家に係る商業用レコードの貸与報酬及び使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。令和3年度に開始した直接徴収については、CDV-Jの協力を得ながら、確実に遂行する。
- 3) 実演家に係る私的録音補償金の分配を行う。
- 4) 諸外国の実演家権利集中管理団体との新規の協定締結に向けた交渉を継続する。また、同協定締結団体との間では、国内で徴収した外国人実演家及び権利者のための使用料や報酬を分配し、海外で発生したCPRA委任者の使用料及び報酬の徴収を行い、海外エージェントに対してはその直接クレームへの使用料等の分配を行う。さらに、海外団体との共有データベースIPD・VRDBで提供される非委任者情報及び分配保留楽曲情報の積極的な活用や、海外での使用楽曲データの調査研究等により、海外からの徴収額の増加に努める。

(2) 実演家の著作隣接権及び報酬請求権の処理に関する業務を適正に実施する

- 1) 商業用レコードの放送用録音につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。
- 2) 放送番組に使用された商業用レコードの送信可能化につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。なお、オンデマンドストリーム配信の徴収については、一般社団法人日本レコード協会を通じて行う。
- 3) 日本レコード協会を窓口として令和2年

度に開始した、ウェブキャストに
係る商業用レコードの集中管理について、
使用料の受領及び分配に向け必要な整備
を進める。

- 4) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等
管理協会(SARTRAS)の構成団体とし
て、補償金及び使用料の受領及び分配に
ついて準備を進める。
- 5) 新たな利用態様に対応して管理委託契約
約款及び使用料規程の整備を行い、集中
管理の範囲拡大に向けた更なる研究を進
める。
- 6) 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機
構(aRma)との協力関係を維持する。

(3) 指定団体及び著作権等管理事業者として各種権利処理業務を適正に進めるとともに委任者の管理を的確に行いデータセンターの充実を図る

- 1) 時代の変化に対応するための分配方法及
び調査・資料費の在り方を引き続き検討
する。
- 2) 権利者団体及び関係諸団体との協力関係
に基づき、新規の委任取得及び委任者
データの管理を行う。
- 3) 業務管理システムの改修及び機能の充実
を更に進め各業務のサポート体制を構築
するとともに、関連諸団体とのデータ連
携及び情報の共有を強化する。

(4) 実演家の権利拡大と集中管理に向けた調査研究を展開する

- 1) 国際条約に定める「公衆への伝達」に係
る実演家の権利の在り方及び集中管理に
ついて引き続き調査研究を行う。とりわ
け、レコード演奏権の獲得のほか、ウェ
ブキャスト等の放送類似サービス
及びサブスクリプションサービスをは
じめとしたオンデマンド配信からの対価還
元の在り方に関して、調査研究や運動を
展開する。
- 2) 私的録音録画補償金制度について、その
見直しも含め経済的合理性を備えた新た
な制度等の構築に引き続き取り組む。国
際的動向や過去の経緯を踏まえた調査研

究を進め、制度の在り方等を検討する。
3) 文化審議会著作権分科会におけるデジタ
ルトランスフォーメーション(DX)時
代に対応した著作権制度・政策の在り方
に関する議論に引き続き参加するととも
に、我が国の著作権法改正及び国際的動
向に対して機動的に対応し、関連諸制度
について引き続き調査研究を実施する。

(5) 権利拡大に係る運動、関係団体との協力、諸国会合への参加等を積極的に挙げる

- 1) 調査研究と広報活動とを密接に連携させ
つつ、文化庁をはじめとする政府、民間
の諸会議に参加し、実演家の権利拡大に
係る運動を展開する。関連して、文化芸術
推進フォーラムへの参加協力を継続し、文
化芸術振興議員連盟との連携を強化する。
- 2) 実演家の肖像パブリシティ権の普及啓蒙
活動及び不正使用者に対する停止活動等
を行うため、特定非営利活動法人肖像パ
ブリシティ権擁護監視機構への支援を継
続するとともに、肖像パブリシティ権に
関する調査研究を引き続き実施する。
- 3) WIPO(世界知的所有権機関)の諸国会
合に参加するとともに、FIA、FIMへの支
援を継続して連携を維持しつつ、実演家
等の国際機関が主催する会合、地域セミ
ナー等への協力を行う。また、著作権法
学会、ALAI(国際著作権法学会)及び
ALAI Japan(国際著作権法学会日本支
部)等の学際的な場を通じて、理論的な
側面から実演家の権利等について調査研
究及び情報収集を行うとともに、国内外
のネットワークの形成、強化に努める。
- 4) アジア地域における実演家の権利拡大を
目指し、WIPOや文化庁などがアジア・
太平洋地域に向けて実施する著作権・著
作隣接権制度の普及活動に協力するとと
もに、研修生等の受入れを積極的に行う。
また、公益社団法人著作権情報センター
(CRIC)の会員として、著作権・著作隣
接権制度の普及啓発や調査研究に係る事
業への参加協力を継続する。
- 5) 昨年度に引き続きSCAPR総会に参加す
るとともに、データに基づいた相互の透

明性の高い徴収分配が実施できるよう加
盟団体との連携を継続する。

- 6) 「実演家の権利の集中管理に関する研
修」を実施し、アジアの団体に対して実
務面からの育成支援を行うとともに、今
年度からは「アジアCMOフォーラム(仮
称)」を韓国との協力のもとで開催し、
アジア地域の連携を強化し全体の底上げ
を目指す。

(6) 実演の価値や実演家の権利、芸団協CPRA

の活動等に対する理解を促進する広報活
動を展開する

- 1) 機関誌「CPRA news Review」を定期
的に発行し、権利者、利用者、実務家、
研究者及び政府関係者等に向けて、実演
家の権利や芸団協CPRAの活動、徴収・
分配の実務、実演家の権利をめぐる諸問
題について理解を促進するための広報活
動を行う。
- 2) 即時性が高くかつ広く一般に訴求でき
るウェブサイトやSNSを積極的に活用し

て、芸団協CPRAの認知度を高め、その
活動への理解を促進するための広報活動
を行う。ウェブサイトやSNSを中心とし
た広報に転換する観点から、必要に応
じて、ウェブサイトの改修等を行う。

- 3) 実演家の権利について普及啓発を行うた
め、関係団体と連携した広報活動を実施
する。そのほか、実演家の権利や芸団協
CPRAの活動について、様々な方法によ
る広報活動を検討し、必要に応じて実施
する。

管理委託契約約款を一部改正

芸団協CPRAの管理委託契約約款を一部改正した(第20条)。レコード実演の放送用録音に係る使用料の分配における各ジャンルの区分比率を商業用レコード二次使用料の分配における比率と同一にしたことをふまえ、第14条に定める商業用レコード二次使用料関連規程に準じて分配する

旨を規定した。変更した管理委託契約約款は、著作権等管理事業法に基づき、令和4(2022)年3月28日に文化庁へ届け出済みである。

新旧対照表等は芸団協CPRAウェブサイトに掲載している。

『知的財産推進計画2022』の策定に向けて意見書を提出

『知的財産推進計画2022』の策定に向けたパブリックコメントが実施され、芸団協CPRAから2022年4月1日付で意見を提出した。『知的財産推進計画』は、政府が実施すべき知的財産関連施策について、知的財産戦略本部が定めるもの。

意見書では、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症拡大により制限された環境の中で活動しなければならない実演家等にとって著作隣接権による実演の保護と公正な利用

を実現する仕組みは重要であり、「公衆への伝達に係る権利の見直し(特にレコード演奏・伝達に係る権利の導入)」、「私的録音録画におけるクリエイターへの適切な対価還元」、「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」及び「バリューギャップ問題の解消に向けた検討」に取り組むべきであるとしている。

意見書全文は芸団協CPRAウェブサイトに掲載している。

NHKと、2021年度の放送等におけるレコード実演の取り決めについて合意に至らず

NHKと、2021年度の放送および放送番組のインターネット配信におけるレコード実演の利用について協議したが、折り合うことができず、やむなく越年することになった。

芸団協CPRAはNHKに対し、放送使用料の料率適正化や同時配信等の本格化による料率の再評価を要求しているが、NHKは、経営陣による経営改革を理由として、使用料の引き下げを主張しており、議論が平行線となっている。

コロナ禍で公演等の開催の制限を受け、実演家は芸術活

動の収入が大きく減少して依然厳しい状況である。このような状況において、芸団協CPRAは、集中管理団体として使用料の徴収・分配を適正に実施することで、実演家が創作活動を維持できるように支える存在となることが一層求められている。

今後も、実演家が置かれた困難な状況を訴えつつ、毅然と協議を続けていく。

商業用レコードの貸与に係る使用料・報酬についてCDV-Jと合意

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDV-J)と、CDレンタル事業者における貸与使用料・報酬の契約について、複数回にわたる協議を経て合意に至った。各店舗における使用料等については、月額固定使用料とサーチャージ使用料の合計額としていたのを、収入実績に料率

を乗じて算出する方式に変更した。新ルールは2021年11月分の使用料から適用している。

また徴収方法については、CDV-Jとの徴収業務委託契約が同年10月末をもって終了し、同年11月より、CDV-Jの協力のもと、CDレンタル事業者に対し直接徴収を実施している。

デジタル単一市場における著作権指令に伴うフランス知的所有権法典の改正

フランスにおいて、知的所有権法典(フランス著作権法)の複数回の改正(2019年7月24日法^{※1}、2021年5月12日のオールドナンス^{※2}、2021年11月24日のオールドナンス^{※3})により、デジタル単一市場における著作権指令^{※4}(以下、「指令」)の国内法化が行われた。フランスにおいて、指令第17条(オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる保護コンテンツの利用)、第12条(拡大的効果を有する集中ライセンス)、第18条～第23条(利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬)がどのように国内法化されたのかを中心に、改正の内容を概観したい^{※5}。

元・著作権情報センター(CRIC)附属著作権研究所専任研究員 財田寛子

オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる保護コンテンツの利用

指令第17条を受けて、知的所有権法典に、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ(以下、「サービスプロバイダ」)による著作物等の利用に関する規定が新たに設けられた。これにより、YouTubeをはじめとする、利用者がアップロードしたコンテンツの共有サービスを提供する者が、どのような場合に著作権等の侵害責任を負うかが明確にされ、適法なサービスを促進するための規定が整備された。

まず、改正規定の対象となるサービスプロバイダは、「サービスプロバイダが、直接的又は間接的に利益を得ることを目的として編成及び促進する、利用者によってアップロードされた著作物又はその他の保護目的物を、大量に保存し、公衆がそれらへアクセスできるようにすることを主な目的又は主な目的の一とする、オンラインでの公衆への伝達サービスを提供する者」(L.137-1条第1項)と定義されている^{※6}。

次に、サービスプロバイダは利用者がアップロードした著作物等へア

クセスできるようにすることにより、著作権に関しては上演・演奏権^{※7}、隣接権に関しては公衆伝達権^{※8}又はテレビ放送権^{※9}に係る利用を行うこととなり、これらの利用について、権利者から許諾を得なければならないとする(L.137-2条I、L.219-2条I)。その上で、権利者の許諾がない場合、サービスプロバイダは次のすべての条件を満たしたことを証明しない限り、無許諾利用行為の責任を負わなければならないとする(L.137-2条III、L.219-2条III)^{※10}。

- ①許諾を与えることを望む権利者から許諾を得るために最善の努力をしたこと。
- ②権利者から必要な情報の提供を受けた特定の著作物等が確実に利用できないようにするために、この産業部門の専門的注意に係る高度の要求に従って、最善の努力をしたこと。
- ③権利者から十分に理由を示した通知を受領した後直ちに、通知対象の著作物等へのアクセスをブロックし、又はこれらの著作物等をサービスから削除するために迅速に行動し、かつ、これらの著作物等が将来アップ

ロードされることを防止するために最善の努力をしたこと。

ここでサービスプロバイダは、権利者から提供を受けた情報・通知のみに基づいて行動し(L.137-2条III第4号、L.219-2条III第4号)、一般的な監視義務を負わないことが確認されている^{※11}。

これらの規定に基づき、サービスプロバイダは、利用者によってアップロードされた著作物等の利用行為の主体として、以上の条件に係る措置をとる必要がある。一方、当該措置は、利用者の適法利用を妨げるおそれもあるため、「利用者の権利」と題する節も設けられた。その中で、前述の規定は、知的所有権法典の権利制限規定及び権利者からの許諾の範囲内での著作物等の自由利用を妨げることはできないと規定され、具体的には、次の措置が定められている(L.137-4条、L.219-4条)。

- サービスプロバイダは、利用者への情報提供として、利用規約において、知的所有権法典に規定されている著作権等の例外又は制限に関する情報を記載する。
- サービスプロバイダは、利用

者が、著作物等へのアクセスのブロック又は著作物等の削除に関する不服申立措置を利用できるようにする。

●利用者からの不服申立後もブロック又は削除の継続を要求する権利者は、その要求を十分に正当化する。

●利用者及び権利者は、利用者からの不服申立に対してサービスプロバイダがとった対応に関する紛争について、裁判所だけでなく、独立公共機関である「インターネット上の著作物の配信及び権利の保護のための高等機関(HADOPI)」にも訴えを提起することができる。

HADOPIについては、このほか、サービスプロバイダがとる著作物等の保護措置の水準に関して勧告を行えることや、権利侵害にあたらぬコンテンツの利用ができるよう権利者とサービスプロバイダの協力を促進する役割も規定されている(L.331-23-1条I・II)。

拡大集中ライセンス制度

指令第12条は、一定の条件の下、集中管理団体が締結するライセンス契約を、当該団体の構成員ではない者にも適用することを認めている。この規定を受けて、2012年に導入された入手不可能な書籍のデジタル利用に関する特別規定(L.134-1条以下)を、拡大集中ライセンス制度に対応した内容に修正するとともに、次のような、一般的な拡大集中ライセンス制度が創設された(L.324-8-1条～L.324-8-5条)。

- 知的所有権法典に規定する場合は、国内での利用について、文化担当大臣から認可を受けた集中管理団体により締結される著作物等の利用許諾契約を、文化担当大臣の命令により、当該団体の構成員ではない権利者に

拡大することができる。契約を拡大することにより、この集中管理団体は、同種の著作物等について、その構成員ではない権利者も代表することになる。集中管理団体は、代表する全権利者の平等な取り扱いを保証する。^{※12}。

●権利者は、自分が構成員ではない集中管理団体が、自分に代わり利用を許諾できることに対し、いつでも異議申立を通知することができる。契約拡大後に通知が行われた場合、この契約の規定は、可及的速やかに(遅くとも通知から3か月以内)、この権利者に対する効力を失う。

●拡大集中ライセンスを締結できる集中管理団体の認可に際しては、集中管理団体のレポーターの量や権利者(構成員が否かは問わない)間の分配原則の衡平性などが考慮に入れられる。●集中管理団体は、認可を受けた後、直ちに関係権利者に対し、知的所有権法典に規定する場合において、利用許諾契約の交渉をし、この契約の拡大を請求する資格を有している事実、及び異議申立権の行使方法を知らせるための公告措置をとる。さらに、利用許諾契約を締結した場合は、締結から7日以内に、文化担当大臣の契約拡大権限に関する情報を関係権利者に確実に通知するための公告措置をとる。●利用許諾契約を締結した利用者は、集中管理団体が徴収・分配できるよう、利用に関する情報を集中管理団体に提供する。

このように、新たな拡大集中ライセンス制度は、非構成員に制度からの離脱(異議申立権)及び制度の公告を保証した上で、知的所有権法典に規定する場合には、認可を受けた集中管理団体が締結した利用許諾契約を、文化担当大臣の命令によって、非構成員に拡大することを認める。立法報告書は、拡大集中ライセンス

制度は、個人による行使及び伝統的な集中管理では、著作物の利用規模からみて満足いくような回答をもたらすことができない場合にしか適用できないとし、当該制度の適用領域を厳密に定義していると説明している^{※12}。

以上の理解の下、知的所有権法典では、①サービスプロバイダがグラフィック・造形美術の著作物を利用する場合(L.137-2-1条)、②教育の過程で著作物等をデジタル形式で利用する場合^{※13}(L.122-5-4条II第3項、L.211-3条第1項第3号(e))、③オンライン上でアクセス制限なしに配信される発行物等の説明を目的として高等教育・研究活動においてビジュアル・アートに属する著作物^{※14}を利用する場合(L.139-1条第1項)に関して、当該制度の適用可能性を認めている。なお、③については、集中管理団体は、権利者から異議申立通知を受領した場合、それを利用許諾協定の署名者に知らせることも求められている(L.139-1条第2項)。

利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬の保証

指令第18条～23条は、利用契約における著作者及び実演家への公正な報酬、具体的には、著作者・実演家に対する適正かつ相当な報酬保証の原則や追加報酬請求権、著作物等の利用報告、著作物等が利用されない場合の撤回権などの保証について定めている。以下では、これらの規定を受けて行われた知的所有権法典の主な改正内容を、順に見てゆきたい。

(1) 報酬

(i) 著作者

フランスでは、古く(1957年法)から、著作者に関しては、比例報酬原則が採用されている。知的所有権法典は、利用契約に関する一般規則の中で、著作者による著作権の「譲渡」^{※15}は、「販売又は利用から生じ

る収入の比例配分を著作者のために伴わなければならない」としたうえで、ただし書きで、一括払いが可能な場合を限定列挙している（L.131-4条第1項）^{※16}。また、一括払いの方が著作者に有利な場合もあるため、著作者が要求した場合には、比例報酬を一括年払いに転換することも認められている（L.131-4条第2項）。さらに、一括払いで譲渡した場合において、「著作者が、過剰損害又は著作物の収益の不十分な予測により12分の7以上の損害を受けたときは、著作者は、契約の価格条件の改定を要求することができる。」（L.131-5条I）として、予想外の大成功をおさめたときなどに、価格改定要求権を付与している。

指令第20条を受けて、さらに規定が追加され、著作者は、「利用契約において最初に規定された比例報酬が、譲受人による利用からその後得られるすべての収入と比較して著しく少ないことが明らかになった場合」には、追加報酬を請求する権利を有することとなった（L.131-5条II）。ただし、これらの価格改定要求権・追加報酬請求権の規定は、利用契約又は活動分野に適用される職業協定に同等の特別規定がある場合には、適用されない（L.131-5条III）。また、ソフトウェアの著作者にも適用されない（L.131-5条IV）。

(ii) 実演家

比例報酬原則は定められていなかった実演家にも、新たに比例報酬原則が規定された。指令前文73を受けて、実演家による権利の譲渡は、「実演家のために、譲渡された権利の現実の又は潜在的な経済的価値に対する適正かつ比例的な報酬を伴わなければならない」と規定され、一括払いできる場合が、著作者と同様の場合に限定された（L.212-3条II第1・2項）。また、著作者と同様、実演家が要求した場合には、比例報酬を一括年払いに転換することもできる（L.212-3条II第4項）。さらに、実演家は、利用契約又は活動分野に適用される集団協定等に同等の特別規定が

ない場合において、「利用契約において最初に規定された報酬が、譲受人による利用からその後得られるすべての収入と比較して著しく少ないことが明らかになった場合」には、追加報酬請求権を有するものとされた（L.212-3-2条）。

実演家とレコード製作者の間で締結される契約に関する特別規定の中で、ストリーミング配信におけるレコードの利用可能化が最低報酬保証の対象として規定されているが、この最低報酬保証にも比例報酬原則が規定されている（L.212-14条）。

(2) 利用報告

書籍や視聴覚著作物、レコード実演の分野では、すでに、知的著作権法典や映画・動画法典に、譲受人等に利用報告を求める特別規定^{※17}が設けられ、それに基づく各種の協定も締結されていたが、これらを留保した上、次のような、ソフトウェアの著作者以外の著作者及び実演家に対する一般的な利用報告規定が新設された（L.131-5-1条、L.212-3-1条）。

- 著作者・実演家が利用権を移転した場合、譲受人は、少なくとも年1回、利用態様ごとの報酬を区別して、著作物等の利用から生じる全収入に関する明確で透明性のある情報を提供する。
- 報告の実施条件（報告頻度など）は、活動分野ごとに、著作者・実演家の団体と関係分野の譲受人の団体との間で締結されることができ、その詳細を定めることができる。この協定には、寄与が重大ではない著作者・実演家に関する報告の特別条件も定めることができる。
- 適用される職業協定がない場合は、契約で報告の方法・時期の詳細を定める。
- 譲受人から譲渡を受けた者が前記の情報を保有しており、最初の譲受人が、全情報を著作者・実演家に提供しなかった場合は、

これらの情報は、譲受人から譲渡を受けた者によって提供される。著作者・実演家の団体と関係分野の譲受人の団体との間で締結される職業協定で、これらの情報の入手条件を定める。

- これらの協定は、文化担当大臣の命令によって、すべての利害関係者に拡大することができる。

この他利用報告に関しては、サービスプロバイダによる著作物等の利用を許諾する契約には、サービスプロバイダが権利者のために、著作物等の利用に関する情報を提供する旨定めるよう求める規定が新設されている（L.137-3条II、L.219-3条II）。

(3) 終了権

知的著作権法典は、出版契約に関する特別規定の中で、出版者は、「出版される書籍の絶え間のない継続的な利用を確保する義務を負う」として、この義務が履行されない場合に利用権の譲渡の終了を認めている（L.132-17-2条）。また、実演家に関しては、レコード製作者が譲り受けた利用権を使用しないことが明らかな濫用となる場合は、管轄民事裁判所は、適切な措置を命じることができるとしている（L.212-12条）。

これらの規定の適用可能性も認められた上で、新たに次の一般的な終了権の規定が新設された（L.131-5-2条、L.212-3-3条）。

- 排他的に権利を移転した著作者・実演家は、著作物・実演がまったく利用されない場合は、当然に、これらの権利の移転を終了することができる。
- 終了権の行使方法（いつから行使できるかを含む）は、著作者・実演家の団体と関係分野の譲受人・利用者の団体との間で締結される職業協定等で定める。
- この協定は、文化担当大臣（著作者）・管轄大臣（実演家）の命令によって、すべての利害関係

者に拡大することができる。

- 著作物等が複数の著作者・実演家の寄与を含んでいる場合には、合意によって終了権を行使しなければならない。合意に達しない場合は、民事裁判所の決定するところによる。

この終了権の規定は、ソフトウェアおよび視聴覚著作物の著作者・実演家には適用されないが（L.131-5-2条V、L.212-3-3条V）、視聴覚著作物に関しては、以前より、「製作者は、職業上の慣行にしたがって、視聴覚著作物の継続的な利用を追求する義務を負う」との規定があり（L.132-27

条第1項）、この規定の方が、視聴覚著作物の利用方法に適合していると判断されている^{※18}。

おわりに

以上、フランスにおける指令の国内法化に伴う知的著作権法典の改正内容を概観した。

拡大集中ライセンス制度が新設されるとともに、オンラインコンテンツ共有サービスに関して、サービスプロバイダの責任内容の明確化、グラフィック・造形美術の著作物への拡大集中ライセンス制度の適用、利用報告規定の新設、さらには、独立

公共機関（HADOPI）に対する権利者とプロバイダ間の協力を促進する役割の付与など、適法なオンラインコンテンツ共有サービスの利用を促進するための仕組みが整備された。これらに加えて、著作者・実演家に対する報酬・利用報告・終了権に関する規定の強化も行われており、権利者の保護の強化と著作物の利用の促進をはかる内容であった。指令の影響の中、知的著作権法典において、権利者の保護だけでなく、著作物等の流通の促進という視点が取り込まれつつある。

※1：Loi n°2019-775 du 24 juillet 2019 tendant à créer un droit voisin au profit des agences de presse et des éditeurs de presse.
※2：Ordonnance n°2021-580 du 12 mai 2021 portant transposition du 6 de l'article 2 et des articles 17 à 23 de la directive 2019/790 du Parlement européen et du Conseil du 17 avril 2019 sur le droit d'auteur et les droits voisins dans le marché unique numérique et modifiant les directives 96/9/CE et 2001/29/CE
※3：Ordonnance n°2021-1518 du 24 novembre 2021 complétant la transposition de la directive 2019/790 du Parlement européen et du Conseil du 17 avril 2019 sur le droit d'auteur et les droits voisins dans le marché unique numérique et modifiant les directives 96/9/CE et 2001/29/CE
※4：Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC
※5：指令については、榎野睦子「[バリュー・ギャップ問題]の解決に向けて—EU新指令採択—」(https://www.cpra.jp/cpra_article/article/000602.html)、君塚陽介「デジタル単一市場に対応するドイツ著作権法改正について」(https://www.cpra.jp/cpra_article/article/000672.html)も参照。
※6：ただし、非営利目的のオンライン百科事典、非営利目的の教育的・学術的リポジトリ、フリーソフトウェアの開発・共有プラットフォーム、欧州電子通信法指令にいう電子通信サービスプロバイダ、オンラインマーケットプレイスプロバイダ、企業間のクラウドサービス、利用者が厳密に私的な使用のためにコンテンツをアップロードすることを認めるクラウドサービスは、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダには含まれない（L.137-1条第2項）。また、著作権・隣接権の侵害を目的とするオンライン公衆伝達サービスにも、改正規定は適用されない（L.137-1条第3項）。
※7：L.122-2条第1項は、「上演・演奏」を、「何らかの方法によって著作物を公衆に伝達すること」と規定したうえで、伝達方法の一つとして、「テレビ放送」を例示している。そして、同条第2項は、「テレビ放送」を、「いずれかの性質の音、映像、記録、データ及び伝達事項を、遠隔通信 [テレコミュニケーション] のいずれかの方法によって放送すること」と定義しているため、上演・演奏には、インターネット送信も含まれる。
※8：公衆伝達権に関する定義規定はないが、著作者の上演・演奏権と同一（A. Lucas et al., *Traité de la propriété littéraire et artistique*, 5e éd., LexisNexis, 2017, no 1374-1375.）又はこれに類するもの（C. Caron, *Droit d'auteur et droits voisins*, 6e éd., LexisNexis, 2020, no 619.）と解されている。

※9：隣接権者のうち視聴覚伝企業（放送局等）については、公衆伝達権の内容が、「入場料の支払いと引き換えに公衆が入ることができる場所における」公衆伝達に限定され、別途、テレビ放送権が付与されている（L.216-1条）。
※10：中小企業については、一定条件下、①～③の要件が軽減されている（L.137-2条III第3号、L.219-2条III第3号）。
※11：JO n° 0111 du 13 mai 2021, Texte n° 35.
※12：JO n° 0274 du 25 nov. 2021, Texte n° 14.
※13：教育施設の責任の下で規定の場所・手段で行われる非商業目的での専ら教育における説明を目的とした著作物等の抜粋の利用は、著作権等の例外規定の対象となっており、権利者の許諾なしに行うことができるのが原則であるが（補償金の支払いは必要）、デジタル形式での利用行為については、教育における説明を目的としたこれらの行為を許諾する教育施設のニーズや必要性に対応する十分なライセンスが教育施設に提案された場合は、この例外規定は適用されないとしている（L.122-5-4条、L.211-3条第1項第3号（e））。この規定は、指令第5条を受けて定められたものである。
※14：具体的には、L.112-2条第7号から第12号に規定する著作物。
※15：知的著作権法典は、特許や商標に関しては、古くから「譲渡（cession）」と「ライセンス（licence）」を区別して規定しているのに対し、著作権に関しては、伝統的に、条文上、「譲渡」の文言しか用いてこなかったため、この「譲渡」の法的性質、たとえばライセンスが含まれるかどうかについては争いがあり、見解が分かれている（たとえば、F. Pollaud-Dulian, *Le droit d'auteur*, 2e éd., Economica, 2014, no 1345-1346, 1395. A. Lucas et al., op. cit., no 723 et s., C. Caron, op. cit., no 303, 412, 434.）
※16：L.131-4条
2ただし、次の各号に掲げる場合には、著作者の報酬は、一括払金として算定することができる。
（1）比例配分の算定基礎が実際に決定できない場合
（2）配分の適用を管理する手段がない場合
（3）算定及び管理の実施費用が、到達すべき結果と釣り合いがとれない場合
（4）利用の性質又は条件が、著作者の寄与が著作物の知的創作の本質的な要素の一を構成しないため、又は著作物の使用が利用される目的物と比較して付随的な性格しか示さないために、比例報酬の規則の適用を不可能とする場合
（5）ソフトウェアを対象とする権利の譲渡の場合
（6）その他この法典に規定する場合
※17：知的著作権法典L.132-17-3条・L.132-28条・L.132-17-8条・L.212-15条、映画・動画法典L.213-28条～L.213-37条・L.251-5条～L.251-13条。
※18：前掲注11参照。

パブリシティ権の保護を巡る 韓国の動向

日本では、芸能人等の氏名、肖像等の顧客吸引力を排他的に利用する権利であるパブリシティ権は、最高裁判決において認められた権利だが、法律による明文規定は存在しない。他方、韓国では、BTSなど韓流スターの世界的人気が高まる中で、裁判例が積み重ねられたほか、不正競争防止法が改正され、芸能人等の氏名や肖像等を無断で使用した商品の製造・販売行為に対し、差止や損害賠償請求などができることが明確になった。しかも、現在、国会に提出されている著作権法改正法案ではパブリシティ権の創設も提案されている。芸能人等の氏名・肖像の保護を巡る韓国の積極的な動きについて、張睿暎・獨協大学教授に紹介いただいた。

パブリシティ権に関する 従来の裁判例

「パブリシティ権 (right of publicity)」が韓国の裁判所にて初めて言及されたのは、1995年の「イ・フィン事件 (ソウル中央地方法院1995.6.23.宣告94カ合9230判決)」においてである。この事件で裁判所は、「パブリシティ権とは、財産的価値のある有名人の氏名や肖像等のプライバシーに属する事項を商業的に利用する権利」であると述べ、パブリシティ権の存在を認定した。それ以降、多数の下級審判決でパブリシティ権が肯定されてきた (ソウル高等法院2000.2.2.宣告99ナ26339判決、ソウル中央地方法院2005.9.27.宣告2004ガ単235324判決、ソウル中央地方法院2004.12.10.宣告2004ガ合16025判決、ソウル中央地方法院2006.4.19.宣告2005ガ合80450判決等)。

2006年には、肖像権に関する事案の大法院判決 (大法院2006.10.13.宣告2004ダ16280判決) で、「何人も、自身の顔その他社会通念上特定の個人を識別できる身体的特徴に関して、みだりに撮影もしくは描写されず、公表されず、営利目的で利用されな

い権利を有し、このような肖像権は憲法第10条第1文により憲法的に保障される権利である」とし、人格権の一種である肖像権には、「顔を営利目的で利用されない権利」が含まれるとした。無断で利用された場合には、不法行為による損害賠償 (慰謝料) が認められるが、顔を営利目的で「利用する権利」があるとはしていないことから、使用料に相当する損害賠償やその他の損害賠償が可能であるか、権利の譲渡・相続が可能であるかについては議論があった。

下級審判決も判断が分かれていた。例えば、財産権としてのパブリシティ権は、法律、条約などの成文法や確立された慣習法のいずれにも根拠がなく、必要性があるという理由だけで、物権と類似の独占排他的な財産権であるパブリシティ権を認定することは難しいとして、パブリシティ権を否定する判決 (水原地方法院2014.1.22.宣告2013ガ合201390判決) もあり、パブリシティ権の成立要件、譲渡の可否、相続性、保護対象、存続期間、侵害の場合の救済手段等を具体的に規定する法律の根拠が設けられて初めてパブリシティ権が認定されうると判示している。

獨協大学教授 張睿暎

大陸法系である韓国の法体系における整合性の観点から、人格的要素と強く結合している肖像等に関する権利を、財産権であるパブリシティ権として新たに設定することは、民事法全体の体系に照らして慎重に検討すべきであるという指摘もあった。また、既存の不法行為に基づいては差止請求できないことも理由に、より強い (英米法のような) パブリシティ権を立法しようとする議論が続いた^{*1}。

不正競争防止法改正と BTS大法院判決

そんな中、他人の成果物の不正使用に関する旧不正競争防止法の一般条項 (当時のカ目^{*2}、現行法上のバ目) が立法され、その後のBTS事件大法院判決 (大法院2020.3.26.宣告2019マ6525判決) で、芸能人の写真を大量に収録した雑誌等を販売した行為が不正競争防止法第2条第1号カ目 (当時) の成果物盗用行為に該当すると判断され話題になった。

K-PopグループBTS (防弾少年団) の所属事務所である債権者が、芸能人らの写真や記事等を主な内容とす

る雑誌を製作・販売する債務者を相手取って、BTSメンバーの写真を大量に収録した付録及びフォトカード等を製作して販売する行為が、不正競争防止法第2条第1号カ目の成果物盗用行為に該当すると主張して、本件特別付録等の製作・販売の差止等を求めた事案であった。原審は、債務者が本件特別付録を製作・販売する行為は、公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自己の営業のために債権者の成果等を無断で使用する行為に該当するとして、本件仮処分決定を一部認めた。大法院は、以下のように判断し、原審の判断を支持した。

「債権者は本件専属契約により、BTSの音楽・公演・放送出演等を企画し、音源や映像等のコンテンツを製作・流通させるなど、BTSの活動に相当な投資と努力を投じた。それによりBTSに関連して築かれた名声・信用・顧客吸引力が相当水準に達したところ、これは『相当な投資や努力により作られた成果等』であると評価でき、だれでも自由に利用できる公共の領域に属するものであるとはいえないため、他人がこれを無断で使用すれば、債権者の経済的利益を侵害することになる。

芸能人の氏名や写真等を商品や広告等に使用するためには、芸能人やその所属事務所に許諾を受けるか一定の対価を支払うのがエンターテイメント産業分野の商取引慣行であることに照らしてみると、通常の情報提供の範囲を超え、特定芸能人に対する特集記事や写真を大量に収録した別冊やDVD等を製作しながら、芸能人や所属事務所の許諾を受けず、その対価を支払わなければ、商取引慣行や公正な取引秩序に反するとみることができる。債務者が発売した本件特別付録は債権者が発行する写真集との関係でも需要者が一部重複し、上記写真集の需要を代替する可能性が十分あるため、債権者との関係で競争関係を認めることができる。よって債務者が本件特別付録を製

作・販売する行為は公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自己の営業のために債権者の成果等を無断で使用する行為に該当する。」

本判決は、旧不正競争防止法第2条第1号カ目 (現行バ目) の判断基準を大法院レベルで初めて提示し、無断で芸能人の写真等を大量に使用した行為がカ目の不正競争行為に該当すると判断したものである。本判決で大法院は、明示的に「パブリシティ権」という言葉は使っていない。しかし、BTSの専属契約書には、グループ名称、写真、肖像等に対する権利を「パブリシティ権」とし、所属事務所に帰属させる条項があった。第一審判決は、この契約書を根拠に、いわゆる「パブリシティ権」と呼ばれる「成果」が所属事務所に帰属することを認めていた。

本大法院判決で、人の氏名・肖像の財産的価値が保護されることは明確になったものの、パブリシティ権が積極的な「権利」として保護されるのか、譲渡や相続ができるのかについては明らかになっていない状況であった。しかし、裁判所が不正競争防止法を通じて芸能人の肖像等を保護したことが注目され、その後、不正競争防止法が再度改正され、パブリシティ権を間接的に保護する新たな規定が導入されるきっかけとなった。

不正競争防止法の再改正 とパブリシティ権の間接 保護

2021年12月7日、不正競争防止法が法律第18548号として再度改正され、2022年6月7日から施行される。新法は、一般条項である既存の第2条第1号カ目をバ目へ移動し、データの不正利用に関するカ目およびパブリシティの不正利用に関するタ目を新設した。タ目は、「国内に広く認識され、経済的価値を有する他人の氏名、肖像、音声、署名等、その他個人を識別できる表示を、公正な

商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為」を不正競争行為と規定する。

新設の理由として、i) 韓流の影響力が拡大し、有名人の肖像や氏名等を使用する製品やサービスが多様化するにつれ、違法商品の製造・販売行為も増加しているものの、有名人の財産的損失や消費者の被害を適切に保護するには限界があったこと、ii) パブリシティ権を独自の権利として保護するとしても、その一身専属的な性質から譲渡や相続はできないところ、有名人の氏名や肖像に関する商標権は譲渡や相続できることから、既存の商標権との間で問題が生じる可能性があることなどが挙げられた。権利付与よりは行為規制のほうがパブリシティの保護に適切であることを意味すると思われる。

また、iii) 上記BTS判決で大法院は、有名人の肖像や氏名等の有する経済的価値が「相当な投資と努力の成果」に該当するとして、これを無断使用した行為を不正競争行為として規制したが、あくまでも不正競争防止法の補完的な一般条項に基づいた判決であり、今後発生しうる多様な形態の無断使用行為を適切に規制するには限界があることが挙げられた。そこで、有名人の肖像や氏名等の人的識別表示を無断使用する行為を不正競争行為の一類型として明確に規定することで、健全な取引秩序を確立し、不当な被害から消費者を保護することを改正理由としている。

新たなタ目は、上記BTS判決の文言をそのまま反映したものであるといえる。すなわち、「国内に広く認識され、経済的価値を有する他人の氏名、肖像、音声、署名等その他個人を識別できる表示」が、バ目 (旧カ目) の「その他、他人の相当な投資や努力で作られた成果等」に該当すると宣言したことになる。

「国内に広く認識され」という要件が設けられているので、広く認識

されていない人の場合は、一般条項であるパ目や民法750条（不法行為）による請求が可能であるが、侵害の認定や認定時の損害賠償額に違いが出ることになる。また、遺族による請求等も難しいと思われる。ここでいう「他人」が「生存者」を意味すると思われるからである。関連法である商標法第34条第1項第6号は、「著名な他人の氏名・名称または商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名またはこれらの略称を含む商標」は登録できないとしているが、大法院はここでいう「他人」は「生存者」を意味するとしている（大法院1998.2.13.宣告97フ938判決）。そのため、改正法によるとしても、人格主体の死亡後に遺族等による不正競争行為の主張は認められないと思われる。

著作権法全部改正案におけるパブリシティ権保護の試み

肖像等財産権（パブリシティ権）を明記した著作権法全部改正案（議案番号2107440）が2021年1月15日に発議され、現在国会小委員で審議中である。しかし、同時期の2021年2月2日に発議された上記不正競争防止法改正案（議案番号2107846）が先に成立し、パブリシティの不正利用行為は不正競争防止法により先に手当されることになった。

ただ、不正競争防止法による保護には限界もある。不正な競争行為が発生した場合に、消極的に他人のパブリシティの無断利用行為を差し止めることができるのみで、本規定を根拠として、積極的にパブリシティ権を主張することはできない。個人の氏名や肖像等有する顧客吸引力が必ずしも努力の成果でない場合もあり、パブリシティ権が果たして投資や努力を理由に保護されるべきものであるかという根本的な疑問もある。現在の規定だと、他人のパブリシティを無断利用する者が競争関係

にいない場合は、不正競争防止法を適用することは難しい。パブリシティ権を不正競争防止法により間接的に保護することに対しては、「公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法」であるか否かで侵害が判断されることへの違和感もある。「健全な取引秩序を維持することを目的」とする不正競争防止法によるパブリシティの保護は、どうしても競業者の存在と営業上の利益の侵害を求めることになり、著作者や実演家などクリエイター個人の（人格的側面も踏まえた）権利保護とはいえない部分がある。

その点、現在国会で審議中である著作権法全部改正案は、肖像等の保護に関する新たな章を新設し、クリエイターの権利保護を図る。まず、案第2条第22号で、「『肖像等』とは、人の氏名・肖像・声またはその他これに類似するもので、その人を特定できるものをいう」と「肖像等」の定義を新たに規定する。

そして、「肖像等の保護」と題する案第5章を新設し、案第123条（保護を受ける肖像等）、案第124条（著作権等との関係）、案第125条（他の法律との関係）、案第126条（肖像等財産権）、案第127条（肖像等財産権の制限）、案第128条（肖像等財産権の一身専属生）、案第129条（肖像等財産権の行使等）を設けている。案第126条により、「肖像等が特定する個人は、自身の肖像等を商業的目的のために一般公衆に広く認識されるようにする方法で利用する権利を有する」ことになる。

国内の裁判所は、パブリシティに関する事案において、民法や不正競争防止法など異なる法律を適用して保護したり、あるいは反対に保護を否定するなど、その立場が明確に確立されてこなかった。そうした中、パブリシティ権を著作権法に権利として明確に規定しようとするところに、本著作権法全部改正案の意義がある。肖像等財産権により、肖像等の主体は、他人にそれを利用許諾す

ることができるようになる。肖像等財産権を一身専属的な権利とみて、譲渡を否定しているため、独占的利用許諾を受けたとしても、例えば芸能人の所属事務所の権利行使には一定の限界があると思われる。外国人の肖像等財産権の認定は相互主義によるとする。

肖像等は写真や映像など著作物に収まった形で利用される場合が多いことを考慮し、肖像等財産権の行使が著作物の利用を不当に制約しないように、公正利用（フェアユース）など著作権制限規定を多数準用する。侵害判断の基準は明記せず、著作権制限規定等を準用するため、侵害判断は結局裁判所に委ねられることになると思われる。

本改正案は長らく国会で審議中であり、その間、他の著作権法改正案も複数発議されているため、審議過程においてさらに規定が変わる可能性もある。本著作権法全部改正案における「肖像等財産権」規定がどのような形で成立するか、今後が注目されるところである。

また、本改正案が成立すれば、「特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、農水産物品質管理法、著作権法または個人情報保護法に、第2条から第6条まで、および第18条第3項と異なる規定があれば、その法律に従う」と規定する不正競争防止法第15条第1項により、不正競争防止法の新たなタ目の適用は制限されることになると思われる。

※1：韓国におけるパブリシティ権の過去の立法の試みの概要については、以下を参照されたい。張睿暎「パブリシティ権、もしくは『人格表示権』?」（早稲田大学知的財産法制研究所（RCLIP）2015年6月コラム）https://rclip.jp/column_j/20150629-2/（2022年4月15日最終訪問）

※2：「目」とは、韓国の法体系において「条」「項」「号」に続くもので、日本法の「イロハ・・・」に該当する。韓国法では「ガ、ナ、ダ、ラ、マ、バ、サ、ア、ジャ、チャ、カ、タ、バ、ハ」の順でつけていく。

「米国のパブリシティ権」について

日本では、芸能人等の氏名、肖像等の顧客吸引力を排他的に利用する権利であるパブリシティ権は、最高裁判決において認められた権利だが、法律による明文規定は存在しない。

パブリシティ権を最初に提唱した国である米国では、この権利がどのように保護されているのか。奥邨弘司・慶應義塾大学大学院教授に紹介いただいた。

はじめに

本稿では、「米国のパブリシティ権」について紹介したい。

もっとも、「米国の著作権」「米国の特許権」と同じレベルでは、「米国のパブリシティ権」は存在しない。と言うのも、米国においてパブリシティ権が、連邦法ではなくて州法（州のコモンロー（判例法）および・または州の制定法）によって規律されているからである。そのため、「ニューヨーク州のパブリシティ権」、「カリフォルニア州のパブリシティ権」は存在するが、「米国のパブリシティ権」は存在しないのである。

連邦制を採用する米国では、合衆国憲法に、その旨明記された事項については、連邦政府が専属的な権限を有するが、それ以外の事項については、原則は州政府の権限とされ、連邦政府が有する権限は限定的であり、かつ、州政府のそれと併存もしくは劣後する。前者の典型は、外交や国防であり、知財の世界では特許権（意匠権含む）や著作権もこれに当たる。一方で、警察をはじめ医療、労働、環境など、日常生活にかかわる様々な分野は、後者に当たる。知財の世界では、商標権やトレードシークレット、そして本稿で取り上げるパブリシティ権がこれに該当する。

では、従来、「米国のパブリシティ権」として一般にイメージされてき

たものはなんだったのかと言えば、アメリカ法律家協会が刊行する解説書である不正競争リステイトメント（第3版）^{*1}（以下、リステイトメント）で説かれているものがそれに当たる。

〔編集部注：「リステイトメント」とは、米国法の主要分野のうち判例を中心に発達した法領域について判例法の原則を条文化し、かつ説明と例を付したものである。法源としての拘束力はないが、裁判所でよく引用され、間接的にはあるが米国法の統一に一定の役割を果たしている。（参考：田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1998年）ほか）〕

このように複雑な米国におけるパブリシティ権の状況を紹介するために、本稿では、リステイトメントの説くそれと、そこからかなり距離感のあるニューヨーク州のそれとを取り上げる。さらに、ニューヨーク州に関する権利についても紹介したい^{*2}。

パブリシティ権の存否と定義

存否

我が国では、制定法に根拠を持たないパブリシティ権を、権利として認めるか否かについて、長年議論が

慶應義塾大学大学院教授 **奥邨弘司**

続けられてきたが、ピンク・レディー事件最高裁判決によって、ようやく2012年にその議論が決着を見たのはご案内の通りである。

この点、米国では、我が国とは異なってもっと早くからパブリシティ権は権利として認められてきたというのが、一般的な受け止め方であろう。しかしながら、現時点でも、13州では、パブリシティ権が権利として認められるか否かが明らかではない^{*3}。つまり、米国の現状を正確に述べるならば、パブリシティ権を認めている州の方が、そうでない州よりも多い、としか言えないのが実情である。

定義

我が国では、肖像等を無断で使用する行為のうち、「①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる」ものを、パブリシティ権を侵害する行為と位置付ける（ピンク・レディー事件最高裁判決〔最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁〕）。では、米国ではどうなっているのだろうか。

この点、リステイトメントの説くところを紹介すると、以下のようになる。

46条 他人のアイデンティティの商業的価値を盗用すること：パブリシティ権

同意なく、他人の氏名、肖像、その他アイデンティティの特徴(indicia)を商業目的で使用することによって、他人のアイデンティティの商業的価値を盗用する者は、48条(差止め)および49条(損害賠償)の定めに基づく救済に関して責任を負わねばならない。

例えば、アリゾナ州のように、リステイトメントの説くところをそのまま採用する州も存在する^{※4}。一方で、州独自の定義を持つところも少なくない。例えば、ニューヨーク州は、パブリシティ権を制定法である州公民権法によって認めている(逆に言えば、コモンロー上のパブリシティ権は存在しない)が、そこでは以下のように定められている。

50条 プライバシー権^{※5}

個人、会社または法人が、広告目的または取引目的で、生存する個人の氏名や肖像、写真または声を、当該個人(未成年である場合は、その親または後見人)の事前の書面による同意を得ることなく使用した場合は、軽罪に処す。

このニューヨーク州の文言を、リステイトメントのそれと比べると、対象が氏名・肖像・写真・声と特定されていること、使用の目的が広告目的・取引目的とされていることの2点に差異が認められる。この文言上の差異は、当然、パブリシティ権の保護範囲^{※6}の差となって現れてくる。

同様のことは、リステイトメントに基づく定義を持つ州にも当てはまる。なぜなら、仮に同じ定義を有するとしても、その定義は、それぞれの州の裁判所が、それぞれに解釈し、

州を超えてそれを調整する仕組みは存在しないからである。州法レベルの権利の厄介さ、複雑さが端的に現れる部分である。

譲渡可能性

議論の状況

我が国では、パブリシティ権の譲渡可能性について、未だ、明確な結論は出ていない。この問題は、主として、パブリシティ権を人格権(的な権利)として位置づけるのか、それとも財産権(的な権利)として位置づけるのかの問題として議論されてきた。前者であれば譲渡可能性は否定的に解され、後者であれば肯定的に解され得る。この点、先述のピンク・レディー事件最高裁判決が、パブリシティ権を「人格権に由来する権利」と位置づけたことは、議論に大きな一石を投じたが、譲渡可能性は、同事件の争点ではなかったため、決着には至っていない。

では、米国ではどうか。この点、米国においてパブリシティ権は譲渡可能な権利である、というのが我が国での一般的な理解だと思う。確かにリステイトメントは、「人のアイデンティティの商業的価値の権利は、財産権の性質を有し、他者に自由に譲渡可能である。」と結論づけており、例えば、先述のアリゾナ州の判決は、リステイトメントの立場をそのまま採用している。

しかしながら、ここでも重要なのは、パブリシティ権が州法に基づく権利であり、州ごとに状況が異なりうるという事実である。現にニューヨーク州(の裁判所)は、パブリシティ権は一身上のものであって、譲渡や相続の有無にかかわらず、他人は原告となり得ないとし、結果、実質的に譲渡や相続を否定してきた^{※7}。

なぜ、このように考え方が分かれるのか。実は、米国においても、パブリシティ権の譲渡可能性の問題は、パブリシティ権をどのような権利として位置づけるのかの問題として議

論されてきた。簡単に言ってしまうと、パブリシティ権を財産権として位置づけると譲渡可能性は肯定され、プライバシー権のような一身上の権利として位置づけると否定されることになる。そして、リステイトメントは前者の立場をとり、ニューヨーク州は後者の立場をとっているのである。

パブリシティ権誕生の経緯

米国での議論の背景には、パブリシティ権が誕生した経緯が大きく影響しているため、その点に簡単に触れておきたい。

そもそも、一般人の氏名・肖像が広告などに無断で利用され人目に晒されることになると、本人(氏名・肖像の持ち主)は、大なり小なり、その尊厳を傷つけられたと感じ心理的苦痛を覚えるであろう。この場合、多くの州において、プライバシー権侵害(他人のアイデンティティの盗用)が成立すると考えられており、実は、パブリシティ権云々を問うまでもないのである。問題は、芸能人やスポーツ選手などの氏名・肖像が利用された場合である。芸能人など、職業的に人目に晒されている人々にとって、広告などによって(さらに)人目に晒されるようになったとしても、それによって心理的苦痛を覚えることはないだろうから、プライバシー権侵害を問うのは難しい。つまり、プライバシー権の場合、広告に使う価値がそれほど存在しないケース(一般人の氏名・肖像の場合)では侵害が成立する一方で、価値のあるケース(芸能人などの氏名・肖像の場合)では侵害が成立しないという、ある種矛盾した状況が発生してしまうのである。

このような事態に対処するためにパブリシティ権が生み出されたのである。パブリシティ権を正面から認めた最初の判決として有名なHaelan Labs事件判決^{※8}(メジャーリーガーの肖像の宣伝目的使用が問題となった)は、次のように述べている。

「我々は、プライバシー権(ニューヨーク州では法律に由来する)に加え、かつ、それとは独立して、人は自分の写真の広告的価値に対する権利、すなわち自分の写真を出版する独占的な特権を許諾する権利を有しており、そのような許諾は、事業やその他のものの移転を伴うことなく、『当該者に属するものとして』有効に行うことができると考える。この権利が『財産』権と呼ばれるかどうかは重要ではない。ここでは、他の多くの場合と同様に、『財産』というタグは、裁判所が金銭的価値のある請求権として執行するという事実を象徴しているにすぎない。

この権利は『パブリシティ権』と呼ばれるかもしれない。というのも、多くの著名人(特に俳優や野球選手)は、自分の肖像が公にさらされることで感情的に傷つくようなことはないが、新聞や雑誌、バス、電車、地下鉄に掲載される自分の容貌を広める広告の許可によって金銭を受け取れないなら、非常に損をしたと感じるのが常識だからだ。広告主が著名人の写真を使用することを、著名人による独占的な許諾の対象とできない限り、このパブリシティ権は、著名人に何の利益ももたらすことはないだろう。」(下線筆者)

相続可能性

プライバシー権侵害では対応できない状況に対応するために生み出されたという、パブリシティ権誕生の経緯を踏まえると、パブリシティ権もプライバシー権同様に一身上の権利と捉え、その譲渡可能性を否定するのは自然なことだろう。

しかしながら、リステイトメントは、上記のような「譲渡可能性を認めることへの懐疑的な見方は、パブリシティ権が確立する中で最終的には克服され」現在では、「人のアイデンティティの商業的価値の権利は、財産権の性質を有し、他者に自由に譲渡可能である。」と結論づけている。

リステイトメントへの疑問

パブリシティ権は、時を経る中で発展し財産権として純化される、というリステイトメントの考え方に照らせば、ニューヨーク州は、発展段階の途中にある州ということになりそうである。しかし、Haelan Labs事件判決から、すでに70年近くが経過していることを考えると、そのような発展段階論的な見方には無理があると言わざるを得ないだろう。

実際、米国のアカデミアからも、パブリシティ権を財産権と性格付け、その譲渡可能性を認めるリステイトメントの見方に対して、大きな疑問を投げかける見解が示されている。ペンシルベニア大学ロースクールのJennifer E. Rothman教授は、その著書^{※9}において、財産権として、自由に譲渡可能とするためには、元の持ち主から完全に分離できなければならないが、パブリシティ権の場合、権利自体は分離できるとしても、それによってコントロールされるもの、すなわち、氏名^{※10}や肖像を元の持ち主である本人から分離することができない以上、他の財産権同様に譲渡可能とすることは無理があるのではないかと指摘している。

相続可能性

パブリシティ権の相続可能性についても、我が国では未だ明確な結論は出ていないが、この問題についても、ピンク・レディー事件最高裁判決が、パブリシティ権を「人格権に由来する権利」と位置づけたことは、否定的な見解を後押しする形となっている。

米国ではどうか。パブリシティ権が財産権であるというリステイトメントの立場を前提にすれば、被相続人が有する他の財産(権)同様に、被相続人の死亡によって、そのパブリシティ権は、相続人に相続されることになるはずである。現に、先述のアリゾナ州の判決は、「財産権としてのパブリシティ権は『自由に譲

渡可能』であるという「原則に整合させるべく、当裁判所は、パブリシティ権は相続可能なものであり、ゆえに相続財産として使用可能であると判断する。」と説示している。

しかしながら、リステイトメントの相続可能性についての記述は、控えめなトーンであり「多くの州では、パブリシティ権の相続が可能か否かについて、まだ検討がなされていない。立法によって、またはコモンローに関する判決によって、この問題に答えを出している州の内、多くの州では、パブリシティ権を相続が可能なものとして認めている。一方、それ以外の州では、死後の権利は、法律または判例によって否定されている。」(46条コメントh)と述べるに留まっている。事実、パブリシティ権の相続可能性が制定法または判例法により肯定されるのは、本稿執筆時点で23州に過ぎないのである^{※3}。

次に、ニューヨーク州についてみてみよう。既に触れたように、同州は、パブリシティ権を一身上の権利とするので、その相続可能性は否定される。長らく同州は、パブリシティ権の相続可能性を否定する州の典型として紹介されてきた。しかし、そのニューヨーク州に最近大きな変化があった。2020年11月30日に成立した州公民権法の改正法(2021年5月29日施行)により、50-f条が新設されたのである。

50-f条 パブリシティ権^{※11}
(2)(a) 方法の如何を問わず、製品もしくは商品に、または製品、商品もしくはサービスの広告もしくは販売もしくは購入の勧誘の目的で、物故有名人の氏名、声、署名、写真または肖像を、本条(4)項に定められた者による事前の同意なしに使用した者は、その結果として本条(4)項に定められた者が被った損害に対して責任を負うものとする。
〔略〕〔下線筆者〕

物故有名人とは、死亡時にニューヨーク州に居住していた死亡した自然人を意味し、その氏名、声、署名、写真または肖像が、死亡時にまたは死亡により、商業的価値を有する者のことを指す。

もっとも、この法改正によって、ニューヨーク州でパブリシティ権の相続可能性が認められたと言うのはショートカット過ぎるだろう。むしろ、本人が生きている間のみ有効な、いわば「生前のパブリシティ権」(50条に基づく)と、本人の死後に有効な「死後のパブリシティ権」(50-f条に基づく)とが、別々に存在するシステムが作られたと解する方が正確なように思われる。と言うのも、この死後のパブリシティ権は、純粋な財産権であり^{※12}、譲渡も相続も可能である^{※13}一方で、(従来からある)生前のパブリシティ権は、これまでどおり譲渡も相続も不可能なままと解されるからである^{※14}。つまり、この2頭立ての制度によって、(生前のパブリシティ権の)相続可能性が認められたのと似た状況が実現されたということになる。

筆者としては、仮に日本においてパブリシティ権の相続可能性を認めるとするならば、このニューヨーク州の制度を参考に(例えば、生前のパブリシティ権については、ピンク・レディー事件最高裁判決に基づく人格権に由来する権利として譲

渡・相続の可能性を否定する一方で、死後のパブリシティ権については、立法で、有名人などに限って財産権として認め、譲渡・相続の可能性を肯定する)の一案ではないかと考えているが、本稿の趣旨と離れるので、詳しくは別の機会に譲りたい。

デジタル・レプリカの利用に関する権利

最後に、ニューヨーク州が新たに導入したデジタル・レプリカの利用に関する権利について触れたい。

人工知能技術やCG技術、ホログラム技術の進歩により、例えば亡くなった俳優や歌手の映像や音声を合成し、映画やテレビ番組などに登場させて、演技や歌唱などの実演を行わせることが可能となりつつある。本稿の読者の中にも、そのような場面を見かけた覚えのある方は少ないのではないだろうか。ニューヨーク州では、先に紹介した2021年の法改正に当たって、デジタル・レプリカの利用に関する権利を導入することで、このような事態に対応することとした。

デジタル・レプリカとは、コンピュータが合成した、物故実演家(死亡時にニューヨーク州に居住していた死亡したプロの実演家)の新規の実演であって、音楽作品や視聴覚作品中に登場し、そのリアルさ故に合理的

な観察者が物故実演家自身による実演と信じるようなものを言う。

もっとも、今回導入された権利は、デジタル・レプリカの利用の全てをコントロールする権利ではない。権利が及ぶのは、許諾があるものと視聴者が誤認するような形で、デジタル・レプリカを脚本付きの映像作品(例:映画)中の架空の人物のものとして登場させたり、音楽作品での生実演として使用したりすることに限られ、その場合、遺族などの権利保有者の許諾が必要となる。逆に言うと、視聴者が誤認しないように断り書きを付したり、ドキュメンタリー作品に本人のものとして登場させたりすることなどは、権利の対象外となる。

これらの特徴から、デジタル・レプリカの利用に関する権利は、従来のパブリシティ権とは性質を異にするものであることが分かる。

※1: American Law Institute, Restatement (Third) of Unfair Competition (1995)

※2: 本稿で取り上げた内容について(出典も含めて)より詳しくは、拙稿「米国におけるパブリシティ権の譲渡可能性と相続可能性〜カリフォルニア州とニューヨーク州を題材に〜」著作権研究47号(近刊)を参照されたい。

※3: 米国におけるパブリシティ権についての包括的かつ詳細な解説書として、J. Thomas McCarthy, THE RIGHTS OF PUBLICITY AND PRIVACY (2D ED) (2021) があげられる。本稿も多くの部分で、同書を参考にしている。またWebサイト "Rothman's Roadmap to the Right of Publicity" (https://www.rightofpublicityroadmap.com/) は、全米各州の状況が把握できる有用なサイトである

※4: In re: the Estate of Reynolds, 327 P.3d 213 (Ariz. Ct. App. Div. 1 2014)

※5: プライバシー権という見出しが付されていること、また、「軽罪に処す」と定めるのみで民事救済について触れていないことからややこしいが、次の51条と併せてパブリシティ権について定める規定である。

※6: パブリシティ権の保護範囲を検討する上では、判例法上、制定法上

の権利制限(表現の自由との関係で要請されるものを含む)についてもみていく必要があるが、紙幅の関係で割愛する。ご容赦いただきたい。

※7: 例えば、Rosemont Enterprises, Inc. v. Random House, Inc., 294 N. Y.S.2d 122 (Sup. Ct. 1968)

※8: Haelan Labs v. Topps Chewing Gum, 202 F.2d 866 (2d Cir. 1953)

※9: Jennifer E. Rothman, THE RIGHT OF PUBLICITY: PRIVACY REIMAGINED FOR A PUBLIC WORLD (2018)

※10: 氏名については、それが芸名やペンネームであれば、分離の余地がない訳ではないが、本名の場合は分離不可能であろう。

※11: 50-f条には「パブリシティ権」というタイトルが付されているが、生前のパブリシティ権については従前通り50条および51条による。

※12: 権利の存続期間は40年間であり、権利行使のためには事前に州務長官に登録が必要とされている。

※13: 本人が死亡しているので、氏名や肖像の分離が可能である。

※14: 2020年の改正に際して、当初案では、生前のパブリシティ権について譲渡を認める規定が盛り込まれていたものの、後に削除されたことである。https://www.rightofpublicityroadmap.com/news-commentary/new-york-reintroduces-much-improvedpostmortem-right-publicity-bill

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会での審議状況について

文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」の諮問を受けて、2021年度は以下の検討が行われた。

1. 簡素で一元的な権利処理方針と対価還元

DXによる環境の変化により、一般ユーザーによる創作や非営利目的のコンテンツが急増し、コンテンツ提供手段等が広がるとみられる。利用の円滑化による対価還元の創出や増加が新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」の最大化は文化振興にも資するところ、権利者探索等の権利処理コストが高いため新たな利用が進んでいないとの指摘がある。そのため、簡素で一元的な権利処理方針について審議が行われた。

検討の結果、2021年12月に「中間まとめ『DX時代に対応した簡素で一元的な権利処理方針と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」が取りまとめられた。中間まとめでは、実現を目指すべき方向性として、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を活用した権利処理の新しい仕組みが示された(図)。すなわち、利用者の求めに応じ、窓口で分野横断データベース等を活用した権利者探索を行い、判明した権利者や著作権等管理事業者に取次や案内を行う。権利者が不明な場合や、権利処理に必要な意思表示等がされおらずかつ権利者と連絡がとれない場合等には新しい仕組みにより、その著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようにする。新しい仕組みとしては、①いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口又は特定の著作権等管理事業者が許諾に相当する効果を与えること、②窓口への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は

暫定利用を可能とすること、③窓口が文化庁長官への裁定申請手続きを代行すること等が考えられる。

現在、法制度小委員会において、新しい仕組みに係る法制的課題等について議論が進められている。

2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方針について

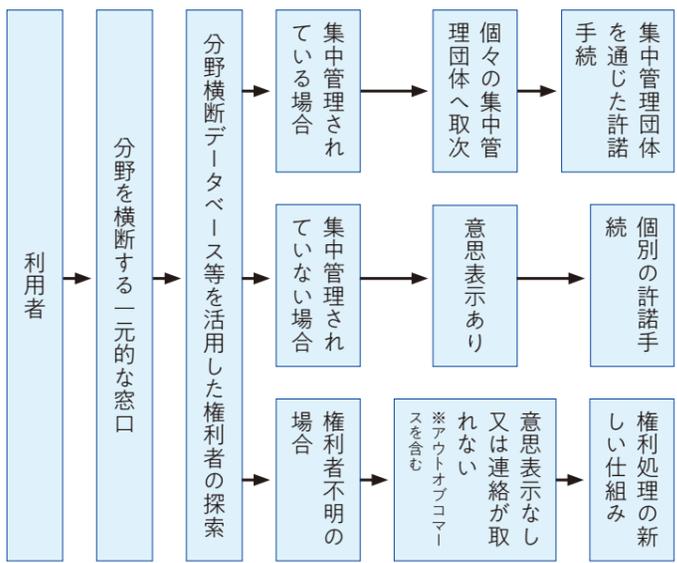
デジタルプラットフォームサービスにおける事業者とクリエイターの間の変革や契約の在り方についての審議に先立ち、調査が実施された。音楽分野に係るYouTube等ユーザーアップロード型サービス及びSpotify等サブスクリプション型サービスを対象とした同調査では、権利者への対価還元についてのヒアリング及び国内外の関連法令等調査をしている。

楽曲の著作権については、JASRACやNexToneが包括的利用許諾契約に基づき事業者から使用料を徴収し、クリエイターに分配する。ヒアリングでは、対価の適切性を検討する上で情報開示が不十分等の指摘があった。他方著作隣接権については集中管理されておらず、各レコード会社がビジネス戦略に基づき事業者とライセンス契約を結ぶ。ヒアリングでは、レコード会社の規模や交渉力により契約条件に差異が生じやすいことや、プロモーションか、実質的な音楽聴取手段か、同サービスの捉え方により対価への期待も異なる等の指摘があった。

実演家からは、専属契約によりレコード会社へ権利を譲渡した権利者への対価の適切性について指摘があった。芸団協CPRA及び日本レコード協会による集中管理を通じて、実演家とレコード会社に使用料が同等に分配される商業用レコード二次使用料のような構造もありながら、一般的に専属契約の印税率は売上の2~3%程度であり、それ以外の実演家には一切対価還元されていない。国際的にも印税率が不公平との声が高まっている。

調査結果報告を踏まえ、本小委員会委員からは、他分野にも調査を広げる必要があるのではないかとの意見や、対価還元に係る完全な情報を得るのには限界があり、更なる実態の把握に努めることと並行して、得られた情報を基に政策上の選択肢等を検討する姿勢が必要ではないかとの意見などがあつた。今後は他分野に係る実態調査の検討や論点整理を行う必要があるとしている。

図：分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理イメージ



CPRA NEWS REVIEW VOL.2 通巻2号 2022年5月25日発行

発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオブラン、リムラムデザイン 表紙イラストレーション/hermippe

**公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)**

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<https://www.cpra.jp>

CPRAサイトの更新情報等をメールニュースでお伝えしています。
メールニュース配信を希望される場合は、CPRAサイトよりお申し込みください。

